

# 浜松市契約公報

発行所 〒430 - 8652  
浜松市中区元城町 103 - 2  
浜 松 市 役 所  
(財 務 部 調 達 課)  
電話 053 - 457 - 2176

## 目 次

○ 入札公告（1 件）

浜松市調達公告第 1 1 号

平成 3 1 年度 （仮称）浜松市市民音楽ホール新築工事（建築工事）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 公 告

### 浜松市調達公告第 1 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を下記のとおり執行する。なお、この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

平成 3 1 年 3 月 1 9 日

浜松市長 鈴木 康友

### 記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 3 1 年度 （仮称）浜松市市民音楽ホール新築工事（建築工事）  
（課名 創造都市・文化振興課 番号 第 2019000014 号）
- (2) 工事場所 浜松市北区新都田三丁目地内
- (3) 工事概要 建築一式工事（別紙設計書のとおり）
- (4) 工 期 本契約締結日の翌日から平成 3 2 年 1 1 月 3 0 日まで
- (5) 本工事は、入札者から性能、機能、技術等に関する提案（以下「技術提案等」という。）を募集し、入札者に工事価格及び技術提案等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の工事である。  
本工事は設計書の参考数量適用工事である。

2 契約事項を示す場所

- (1) 入札担当課 〒430 - 8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2  
浜松市財務部調達課 電話 053 - 457 - 2176
- (2) 契約担当課 (1) に同じ

### 3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

浜松市建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 共同企業体は3者で構成し、各構成員の出資比率は20パーセント以上とすること。

また、代表者はその比率の最大の者で、かつ、より大きな施工能力を有するものであること。代表構成員はアからウ及びオからシの要件を満たしており、その他の構成員①及びその他の構成員②はア及びエからシの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日告示第390号)の規定により、平成31・32年度の建築一式工事に係る競争入札参加の資格の認定を受けており、建築一式工事の経営事項審査結果評点が1,200点以上の者であること。なお、上記資格の認定を受けていない者でこの入札に参加しようとする者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

ウ 平成16年度以降に完成・引渡しをした、地上3階建以上かつ延べ面積6,000㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新築、増築又は改築工事(増築又は改築工事については当該増築又は改築部分に限る。)を元請(単独又は共同企業体の代表構成員に限る。)として施工した実績を有する者であること。

エ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日告示第390号)の規定により、平成31・32年度の建築一式工事に係る競争入札参加の資格の認定を受けており、建築一式工事の経営事項審査結果評点が900点以上の者であること。なお、上記資格の認定を受けていない者でこの入札に参加しようとする者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

オ 建築一式工事に係る建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

カ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

キ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

ク 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

コ 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

サ 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

シ 1に掲げる工事に係る2以上の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 工程管理に対する技術的所見が適正であること。

(3) 施工上の課題に対する技術的所見が適正であること。

(4) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とする事とし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

4 入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出並びにヒアリングに関する事項

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書及び技術提案等を提出すること。

(1) 入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出並びに評価点の確認

ア 入札参加資格確認申請書の提出方法

共同企業体の建設工事入札参加資格審査申請書、協定書の写し及び使用印鑑届を添付した一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から22日以内に通知する。なお、提出は電子入札システム（以下「システム」という。）を原則とするが、電子ファイルの容量で電送できない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾（紙入札方式参加申請書（浜松市電子入札運用基準 様式3）を提出）を得た場合は、別記の1により持参することができる。

（※手続中の機器の不具合等で紙入札へ移行する場合は紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準 様式4）を提出し発注者の指示に従うこと。）

イ 技術提案等の提出方法

入札説明書に示す様式および注意事項に基づき作成し、システムによる提出を原則とする。ただし、電子ファイルの容量が大きいため電送できない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾を得た場合は、持参できる。

(2) 技術提案等のヒアリング

技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(3) 配置予定技術者のヒアリング

代表構成員の配置予定技術者に対し、当該工事の理解度及び取り組み姿勢等についてヒアリングを実施する。ヒアリングは平成31年4月17日（水）から平成31年4月19日（金）の間で市が指定する日に実施するものとし、詳細については別途通知する。

なお、複数の技術者を登録する場合は、それぞれの技術者についてヒアリングを行うものとし、配置予定技術者でない者の代理出席は認めない。また、特別な事情なくヒアリングを欠席した場合は、その者の当工事への配置を認めない。

(4) 参加資格がないと認められた者等の説明要求

参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の1によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から2日以内に行う。

(5) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに別記の1(1)イ、別記の1(2)ウに記載した書類を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点（発注者が設定している要求要件を満たしている場合に付与する点数）と加算点（技術提案等の内容に応じて付与する点数）の合計を当該参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）を算出し、落札者を決定する方式とする。ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格を評価算定上の入札価格とみなして評価値を算出する。

(2) 評価項目

評価項目については、次のとおりである。具体的な評価基準及び評価指標については、入札説明書による。

ア 高度な技術提案

(ア) 鉄骨建て方時における安全に配慮した取組み（技術提案）

(イ) 発生土仮置き時における粉塵飛散の低減に関する取組み（技術提案）

イ 施工実績に関する事項

ウ 配置予定技術者の能力に関する事項

※アの項目で最大10.0点、イからウの項目で最大5.0点の加算点とする。

(3) 落札者の決定

ア 技術提案の内容が標準施工方法を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の内容に応じて加算点を与える。なお、標準点は100点とし、加算点の最高点数を15.0点とする。

イ 入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の(ア)から(ウ)の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 価格以外の要素に係る提案が最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除して得た数値を下回らないこと。

ウ 上記イにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(4) 評価内容の担保

落札者の提示した技術提案等については、評価内容を担保するために契約書等へ提

案内容を記載し、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

また、施工実績等で提示した内容が履行されず評価点が下回った場合は、工事成績評定点を減ずる措置（配点1点につき2点減点）を行う。なお、減点は最大で20点までとする。

## 6 契約書案、入札心得及び設計書等について

- (1) 契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）は、別記の2により閲覧させ又は入札情報サービス（以下「P P I」という。）に公開する。
- (2) 設計図書等に対する質問書は、別記の3により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、開札執行日の前3日間浜松市役所（財務部調達課）において閲覧に供するとともに、システムに回答を掲載する。

## 7 現場説明会（机上説明会を含む。）の日時及び場所等

現場説明会は、実施しない。

## 8 入札執行の日時及び場所等

入札執行の日時等は、別記の4により執行する。

## 9 入札方法等

- (1) システムによる。ただし、発注者の承認を得れば書面を持参又は郵送して入札できる。

### (2) 必要な書類

ア システムによる入札の場合

入札書及び工事費内訳書

イ 紙入札による場合

入札書、入札参加資格確認通知書、工事費内訳書、委任状（代理の場合）

ウ 郵送による入札の場合

入札書、入札参加資格確認通知書（写し）、工事費内訳書

※なお、工事費内訳書は、第1回の入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとすること。また、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

- (3) (2)の文書を提出しない者の入札は認めない。

- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。ただし、郵便入札による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、2回目の入札に参加できないものとする。

- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 10 調査基準価格及び失格制限価格

- (1) この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。なお、失格基準価格は設定しない。

また、この入札の調査基準価格の算定方法は次のとおりとする。

{(直接工事費×0.97) + (共通仮設費×0.9) + (現場管理費×0.9) + (一般管理費×0.55)} (千円未満切り捨て) ×1.1 (消費税相当額)

(※調査基準価格の算定方法の詳細は、浜松市低入札価格取扱要領を確認すること。)

- (2) 調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。
- (4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。
  - ア 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならないこと。
  - イ 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。
  - ウ 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。
  - エ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。

#### 1 1 入札保証金

- (1) 納付（地方自治法施行令第167条の5第1項に規定する資格を有する者を除く。）。ただし、浜松市契約規則第7条に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関等（銀行又は市長の確実と認めるその他の金融機関に限る。以下同じ。）の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。
- (2) 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出期限は以下のとおりとする。

入札保証金の納付 平成31年5月21日（火）

入札保証に係る書類の提出 平成31年5月22日（水）午後0時（正午）まで
- (3) 入札保証保険及び入札保証の期間は以下の期日を含むこと。

平成31年5月22日（水）から平成31年5月28日（火）
- (4) 入札保証の取扱いについては、浜松市契約規則並びに浜松市建設工事における入札保証の取扱要領に定めるもののほか、（別紙）建設工事における入札保証に関する説明事項によるものとする。

#### 1 2 契約に関する特記事項

- (1) 本工事の請負契約にあたっては、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浜松市条例第26号）第2条の規定により、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市の議決を経て本契約を締結する。
- (2) 議会の議決を得られなかった場合、又は、仮契約を解除した場合における落札者の損害については、発注者は一切の責めを負わないものとする。

#### 1 3 前金払、中間前払金及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領（平成20年4月1日施行）に基づいて行う。中間前金払は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領（平成24年4月1日施行）に基づいて行う。

#### 1.4 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に3に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (3) 設計図書等に示した条件等制限付一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

##### ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。))の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

※開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

※共同企業体の場合、人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか1企業体のみの入札参加とする(人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能)。

#### 1.5 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

#### 1.6 この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

#### 1.7 くじの実施

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじを実施する。システムによる入札の場合、入札書提出時に任意の3ケタのくじ番号を入力すること。なお、紙入札による場合は、入札書に任意の3ケタのくじ番号を記載し入札書を提出すること。ただし、

入札書にくじ番号の記載のない場合には、システムにより自動生成された数値を採用するものとする。

1 8 現場代理人常駐義務の緩和

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象とならない。

1 9 Summary

**(1) Name and Quantity of Services or Goods**

FY 2019 New construction of the Hamamatsu City Concert Hall (temporary name)(building construction)

**(2) Date & Location of Bid Opening:**

May 23, 2019 (Thursday), 9:00a.m.

Bid Room (Nyusatsu-shitsu), Hamamatsu City Hall (5F North Annex)

**(3) Department responsible for affairs concerning specific procurement contracts:**

Procurement Division, Finance Department, Hamamatsu City  
103-2 Motoshiro-cho, Naka-ku, Hamamatsu-shi 430-8652  
Telephone: 053-457-2173

Creative Cities & Cultural Promotion Division, Citizen Affairs Department,  
Hamamatsu City  
103-2 Motoshiro-cho, Naka-ku, Hamamatsu-shi 430-8652  
Telephone: 053-457-2301



## 別 記

### 1 一般競争入札参加資格確認申請等及び技術提案等

#### (1) システムによる入札の場合

ア 提出期間 平成31年3月20日(水)午前9時から平成31年4月9日(火)午後0時(正午)までのシステム稼働時間内とする。

#### イ 提出書類

- (ア) 確認申請書(様式1)
- (イ) 経営規模等評価結果通知書の写し(全ての構成員)
- (ウ) 入札参加条件に係る施工実績調書(様式1-2)
- (エ) 工事工程表(様式1-3)
- (オ) 施工上の課題に対する技術的所見(様式1-4)
- (カ) 技術提案書(様式2-1、様式2-2)
- (キ) 企業の施工実績等(様式3)
- (ク) 配置予定技術者等の資格・工事経験等(様式4)
- (ケ) 共同企業体に係る書類(押印のうえ、提出すること。
  - あ 建設工事入札参加資格審査申請書
  - い 委任状(任意例1:JV用)
  - う 特定建設工事共同企業体協定書の写し
  - え 使用印鑑届

#### (2) 紙入札による場合

ア 提出期間 平成31年3月20日(水)から平成31年4月9日(火)までの午前9時から午後5時まで(最終日は午後0時(正午)までとする。)

イ 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

#### ウ 提出書類

- (ア) 確認申請書(様式1)
- (イ) 紙入札参加申請書(浜松市電子入札運用基準 様式3)
- (ウ) 経営規模等評価結果通知書の写し(全ての構成員)
- (エ) 入札参加条件に係る施工実績調書(様式1-2)
- (オ) 工事工程表(様式1-3)
- (カ) 施工上の課題に対する技術的所見(様式1-4)
- (キ) 技術提案書(様式2-1、様式2-2)
- (ク) 企業の施工実績等(様式3)
- (ケ) 配置予定技術者等の資格・工事経験等(様式4)
- (コ) 共同企業体に係る書類(押印のうえ、提出すること。
  - あ 建設工事入札参加資格審査申請書
  - い 特定建設工事共同企業体協定書の写し
  - う 使用印鑑届

#### (3) 一般競争入札参加資格確認申請結果通知

平成31年5月16日(木)午後1時以降、システムによる申請については、システムにより通知することとし、紙申請による場合には書面により浜松市役所(財務部調達課)にて配付する。なお、特別の事情がない限り電話連絡はしないので、留意すること。

#### (4) 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

ア 方 法 システムにより提出すること。紙入札による場合には持参すること。

- イ 提出期限 平成31年5月17日（金）午後4時
- ウ 提出先 浜松市役所（財務部調達課）
- エ 回答 平成31年5月20日（月）までに、システムにより通知する。（持参による場合は、上記期日以降に入札担当課へ通知書を取りに来ること。）

## 2 設計図書等の閲覧及び貸し出し

- (1) 閲覧期間及び貸出期間 平成31年3月19日（火）から平成31年5月22日（水）まで（ただし、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとする。）
- (2) 貸出方法 「設計図書借用申込書」に必要事項を記載のうえ、2部提出する。
- (3) 日数 1日（貸出日の翌日午前9時まで）
- (4) 場所 浜松市役所（財務部調達課）

## 3 設計図書等に対する質問

- (1) 提出方法 システムにより提出することとし、紙入札による場合は持参すること
- (2) 受付期間 平成31年3月20日（水）から平成31年5月14日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松市役所（財務部調達課）

## 4 入札執行日時等

- (1) 入札書等受付期間  
平成31年5月21日（火）から平成31年5月22日（水）までの午前9時から午後5時まで（最終日は午後0時（正午）までとする。）
- (2) 提出方法
  - ア システムによる入札の場合 工事費内訳書を添付のうえ提出すること
  - イ 紙入札による場合
    - (ア) 提出場所 浜松市役所（財務部調達課）へ直接持参すること
    - (イ) 提出書類 入札書、入札参加資格確認通知書の写し、工事費内訳書、委任状（代理の場合）
    - (ウ) 入札参加者側の都合によりシステムによる処理の継続が出来なくなり紙入札へ移行する場合は、入札書提出期限までに入札担当課へ連絡し、紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準 様式4）及び入札書、委任状（代理人の場合）、工事費内訳書を速やかに提出し、発注者の指示に従うこと。
  - ウ 郵送による場合
    - (ア) 平成31年5月21日（火）必着のこと。
    - (イ) 郵便入札の参加者は、入札書に入札参加資格確認通知書（写し）及び工事費内訳書を付して、到達期限までに到達するよう一般書留郵便又は簡易書留郵便で市長あてに送付しなければならない。
    - (ウ) 前項の規定により入札書、入札参加資格確認通知書（写し）及び工事費内訳書を送付する場合は、入札書にあっては浜松市建設工事一般競争入札心得第3条に規定する封筒に、入札参加資格確認通知書（写し）及び工事費内訳書にあっては工事番号・工事名及び入札参加者名を記載した封筒に入れ、それぞれを封かんした上で一の郵送用の封筒により送付するものと

する。

(エ) 前項の郵送用の封筒は、あて名を「浜松市長（契約担当課）」とし、表側に「入札書及び工事費内訳書在中」と記入し、工事番号・工事名及び到達期限を朱書きするとともに、裏側に入札参加者の住所・名称及び氏名を記載しなければならない。

(3) 開札の日時 平成31年5月23日（木）午前9時00分

(4) 開札の場所 浜松市役所（入札室）

一般競争入札参加資格確認申請書の提出にあたって（浜松市財務部調達課）

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、「公告（写）」、「浜松市建設工事一般競争入札心得」、「浜松市総合評価落札方式による競争入札要領」、「浜松市電子入札運用基準」等を参照し、間違いのないようにすること。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

記

1 工 事 名 平成31年度 （仮称）浜松市市民音楽ホール新築工事（建築工事）

2 課名・入札番号 創造都市・文化振興課 第2019000014号

3 その他説明事項

(1) 本工事は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約である。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 設計書等の受託者

ア 公告3（1）サの「1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。

山下・中川設計共同企業体

株式会社山下設計中部支社

愛知県名古屋市中区錦3-6-29

株式会社中川猛一級建築士事務所

静岡県浜松市中区佐鳴台四丁目3-3

イ 公告3（1）サの「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次のア又はイに該当するものである。

(ア) 当該受託者（各構成員も含む）の発行済株式総額の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(4) 建設リサイクル法対象工事

この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面を契約担当者へ提出すること。

ア 分別解体等の方法

イ 解体工事に要する費用

ウ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

エ 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用

(5) 一般競争入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出について

次の様式を使用することとし、システムにより提出する場合は、添付するファイルの名称に業者名と様式の名称を必ず入れること。システムによる提出の場合は、代表者印は不要とすることができる。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
- イ 技術提案等
  - （ア）入札参加条件に係る施工実績調書（様式 1 - 2）
  - （イ）工事工程表（様式 1 - 3）
  - （ウ）施工上の課題に対する技術的所見（様式 1 - 4）
  - （エ）技術提案書（様式 2 - 1、様式 2 - 2）
  - （オ）企業の施工実績等（様式 3）
  - （カ）配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式 4）

ウ 工事費内訳書

（6）現場（工事）説明書

現場説明は実施しない。

（7）質疑応答書の提出について

質疑のある場合についてのみ、平成 31 年 5 月 14 日（火）午後 4 時までに様式 5 に  
より提出すること。

（8）その他

以下の用紙等が必要な場合は、入札担当課へ問い合わせること。

「浜松市総合落札方式による競争入札要領」

「一般競争入札心得」

「質疑応答書」

4 浜松市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、電子入札システムに障  
害等やむをえない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。

# 浜松市一般競争入札

## 設計図書借用申込書

開札日 5 / 2 3

工事名称	平成31年度 (仮称) 浜松市市民音楽ホール新築工事 (建築工事) (課名 創造都市・文化振興課 番号 第2019000014号)		
申込日	平成 年 月 日 ( )		
所在地及び会社名			
担当者名	Ⓜ	電話番号	( ) -
貸出日	平成 年 月 日 ( ) 午前9時から		
返却日	平成 年 月 日 ( ) 午前9時まで (厳守)		
		整理番号	

- 1 借用者は、太枠内に記入してください。
- 2 「設計図書」が貸出し中の場合は予約扱いとさせていただきます。
- 3 この申込書は正副2部持参してください。(写し可)
- 4 右受付欄の受付印のないものは無効とさせていただきます。
- 5 入札参加については、公告文記載の日時及び場所を参照してください。入札参加を辞退する場合は、入札参加辞退届又は参加資格喪失届を提出してください。

調達課受付欄

浜松市財務部調達課  
 工事契約グループ  
 TEL 053-457-2176

## 建設工事における入札保証に関する説明事項

### 1 入札保証について

入札参加者（地方自治法施行令第167条の5第1項に規定する資格を有する者を除く。）は、次の各号のいずれかに掲げる入札保証を付さなければならない。なお、入札参加者が(2)または(3)に掲げる保証を付したときは当該保証は入札保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、(4)又は(5)に掲げる保証を付したときは入札保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 入札保証金の納付
- (2) 入札保証金に代わる担保となる国債証券又は有価証券（浜松市会計規則（昭和39年浜松市規則第7号。以下「会計規則」という。）第9条第1項に掲げるものに限る。）（以下「有価証券等」という。）の提供。
- (3) 銀行又は市長が確実と認めるその他の金融機関（以下「金融機関等」という。）の入札保証。
- (4) 市長を被保険者とする入札保証保険契約の締結。
- (5) 金融機関等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約を締結しているとき。）

### 2 入札保証に係る書類の提出方法について

#### (1) 入札保証金を現金で納付する場合

- ア 入札参加者は指定の期日までに入札金額（税込み。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。
- イ 入札執行者から入札保証金の歳入歳出外現金納付書兼領収書の発行を受け、入札保証金を浜松市の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（「以下「指定金融機関等」という。」）に納付すること。
- ウ 納付後は、当該金融機関の領収印のある領収済通知書の写しを入札執行者に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。以下同じ。）すること。

#### (2) 有価証券等の提供による場合

- ア 有価証券等について、入札保証金に代わる担保として提供するものは、当面の間利付国債（証券として提供が可能なもの）に限る。
- イ 有価証券等の額はその額面金額の70%をもって計算することとし、当該金額が入札金額の100分の5以上であること。
- ウ 入札参加者は、指定の期日までに有価証券等及び「担保差入証」を入札執行者に持参又は郵送すること。

#### (3) 金融機関等の入札保証による場合

- ア 市長が確実と認めるその他の金融機関とは、原則として指定金融機関等とする。
- イ 入札参加者は、指定の期日までに入札金額の100分の5以上の保証金額である保証証書を入札執行者に持参又は郵送すること。
- ウ 保証証書の内容には、次の事項を含むものとすること。
  - (ア) 名あて人が発注者であること
  - (イ) 保証人が金融機関等であり、押印があること。
  - (ウ) 保証委託者が入札参加者であること

- (エ) 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (オ) 保証委託者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。
- (カ) 保証期間は、書類の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期限が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

(4) 入札保証保険による場合

- ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険であり、入札参加者は定額てん補方式を申し込むこと。
- イ 入札参加者は、指定の期日までに入札金額の 100 分の 5 以上の保険金額である入札保証保険に係る証券を入札執行者に持参又は郵送すること。
- ウ 入札保証保険証券の内容には、次の事項を含むものとする。
  - (ア) 被保険者が発注者であること。
  - (イ) 保険会社の記名押印があること。
  - (ウ) 保険契約者が入札参加者であること。
  - (エ) 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
  - (オ) 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより入札保証保険契約を締結した旨の記載があること。
  - (カ) 保険期間は、書類の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。

(5) 金融機関等又は保証事業会社の契約保証の予約による場合

- ア 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。
- イ 入札参加者は、指定の期日までに契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額以上又は保証金額が入札金額の 100 分の 10 以上である契約保証の予約証券を入札執行者に持参又は郵送すること。
- ウ 契約保証の予約証券の内容には、次の事項を含むものとする。
  - (ア) 名あて人が発注者であること。
  - (イ) 金融機関等又は保証事業会社の記名押印があること。
  - (ウ) 予約契約者が入札参加者であること。
  - (エ) 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
  - (オ) 金融機関等または保証事業会社と予約契約者との間に契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。

3 保証金額及び保証期間の変更について

- (1) 入札保証金の額、有価証券等の額、入札保証の保証金額又は入札保証保険の保険金額（以下「保証の額」と総称する。）及び契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額は、納付又は提出後の変更を認めないものとする。
- (2) 入札の延期又は落札決定の保留等により契約を締結する見込みの期日が延長した場合、金融機関等の入札保証を提出した入札参加者は、保証期間を変更保証書の提出日から入札執行者が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が発行する変更保証書を提出すること。



- 4 入札保証金の未納または入札保証に係る書類の不備による入札の無効  
入札保証に関し、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札保証金の納付がないもの又は2の(2)から(5)までに掲げる入札保証に係る書類の提出がないもの
  - (2) 入札保証の保証の額及び契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額が規定の額に不足するもの
  - (3) 2の(2)から(5)までに掲げる入札保証に係る書類に不備があるもの
- 5 入札保証金等の還付について
- (1) 入札保証金および有価証券等は、次の方法により落札決定後に還付する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に還付する。
    - ア 入札保証金  
入札参加者は「保管金払出請求書」及び「口座振替依頼書」を入札執行者へ提出する。入札執行者は当該書類の受領後すみやかに、入札保証金の払出手続をする。
    - イ 有価証券等  
入札参加者は「保管有価証券払出請求書」を入札執行者へ提出する。入札執行者は当該書類の受領後すみやかに払出手続をする。
    - ウ 金融機関等による入札保証  
入札参加者が提出する「保証書に係る領収書」と引き換えに、入札参加者を經由して入札保証証書を金融機関に返還する。
    - エ 入札保証保険  
入札保証保険証券は返還しないものとする。
    - オ 金融機関等または保証事業会社の契約保証の予約  
契約保証の予約証書は返還しないものとする。
  - (2) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての有価証券等は、落札者の申出により契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部にあてることができる。
- 6 落札者が契約を結ばない場合の取扱い
- (1) 落札者が契約を結ばない場合、入札保証金及び入札保証金に代わる担保としての有価証券等は還付しないものとする。また、入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときはその定めに従って保証金又は保険金を請求するものとする。
  - (2) 契約保証の予約に係る予約証書を提出した落札者が契約を結ばない場合は、その者の入札金額の100分の5の額を落札者に損害賠償として請求するものとする。
- 7 費用の負担  
入札保証金の納付又は入札保証に係る書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とする。
- 8 その他  
その他ここに説明の無い事項は、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）及び建設工事における入札保証の取扱要領によるものとする。

様式 1

一般競争入札参加資格確認申請書

入札公告番号	浜松市調達公告第 1 1 号	公告年月日	平成 3 1 年 3 月 1 9 日
工 事 名	平成 3 1 年度 (仮称) 浜松市市民音楽ホール新築工事 (建築工事) (課名 創造都市・文化振興課 番号 第 2019000014 号)		
工 事 場 所	浜松市 北区新都田三丁目 地内		
業 種 ラ ン ク 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表構成員 (会社名) 建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値 (P) _____点</li> <li>・その他の構成員① (会社名) 建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値 (P) _____点</li> <li>・その他の構成員② (会社名) 建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値 (P) _____点</li> </ul>		
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営規模等評価結果通知書 (総合評定値通知書) の写し (確認申請書の提出期限日時点で有効のもの) ※全ての構成員</li> <li>・入札参加条件に係る施工実績調書 (様式 1 - 2)</li> <li>・工事工程表 (様式 1 - 3)</li> <li>・施工上の課題に対する技術的所見 (様式 1 - 4)</li> <li>・技術提案書 (様式 2 - 1、様式 2 - 2)</li> <li>・企業の施工実績等 (様式 3)</li> <li>・配置予定技術者等の資格・工事経験等 (様式 4)</li> <li>・建設工事入札参加資格審査申請書</li> <li>・委任状 (任意例 1 : J V 用) (電子入札システムを利用する場合)</li> <li>・特定建設工事共同企業体協定書の写し</li> <li>・使用印鑑届</li> </ul>		

同種・類似工事に該当する場合は、契約書の写しを添付すること。CORINS への登録がある場合は、工事カルテを添付すること。工事概要がわかるもの (実施設計書及び設計図面等の該当部分) は必ず添付すること。

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市調達公告第 1 1 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者	共同企業体 の 名 称	
代表者	住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
その他の 構成員①	住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
その他の 構成員②	住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	印

## 入札参加条件に係る施工実績調書

※代表構成員の実績について記載すること

会社名 \_\_\_\_\_

平成16年度以降に完成・引渡しをした、地上3階建以上かつ延べ面積6,000㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新築、増築又は改築工事（増築又は改築工事については当該増築又は改築部分に限る。）を元請（単独又は共同企業体の代表構成員に限る。）として施工した実績を記載すること。

工 事 名	
発注機関名	
施 工 場 所	
契 約 金 額	
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
発注形態	
工 事 概 要	

(注) ①施工場所は、都道府県名及び市町村名等を、発注形態は、単体／共同企業体（出資比率）を記載すること。

②契約書の写し（変更契約分含む。）又は工事カルテ（竣工登録カルテ受領書の写しを含む）のいずれかに加えて、施工した内容がわかるもの（実施設計書の内訳書、仕様書又は設計図面等）を必ず添付すること。

## 工 事 工 程 表

工事名 : 平成 3 1 年度 (仮称) 浜松市市民音楽ホール新築工事 (建築工事)

会社名 :

建物	項目	2019 年												2020 年						
		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		
		10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
ホール棟	基礎																			
	上部躯体																			
	内外装																			
リハーサル棟	基礎																			
	上部躯体																			
	内外装																			
建物	項目	2020 年																		
		3 月		4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		
		10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
ホール棟	基礎																			
	上部躯体																			
	内外装																			
リハーサル棟	基礎																			
	上部躯体																			
	内外装																			

※工程管理に関わる技術的所見 (工程計画において、基本的な方針を記載し、その際配慮した事項について簡潔に記載すること)

- 1 記載枚数はA 4 用紙 1 ページにまとめ、この書式による Word 形式のデータで提出すること。説明図等を添付してはならない。
- 2 技術的所見の内容が適正と認められなかった場合は、入札に参加する者に必要な資格を有しないものとする。

様式 1 - 4

## 施工上の課題に対する技術的所見

工事名 : 平成 3 1 年度 (仮称) 浜松市市民音楽ホール新築工事 (建築工事)  
共同企業体名 :

施工上の課題	工事計画地周辺道路の渋滞緩和について
--------	--------------------

施工上の課題に対する技術的所見

(注意事項)

- 1 記載枚数は A 4 用紙 1 ページにまとめ、この書式による Word 形式のデータで提出すること。作業説明図又はその他必要に応じて、簡潔な図等 (A 3 版、枚数は問わない) を添付することができる。ただし、添付する場合は、PDF による電子データとすること。
- 2 技術的所見の内容が適正と認められなかった場合は、入札に参加する者に必要な資格を有しないものとする。

# 建設工事入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者	共同企業体 の 名 称	
代表者	住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	㊟
その他の 構成員①	住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	㊟
その他の 構成員②	住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	㊟

今般貴市所管に係る平成31年度 (仮称) 浜松市市民音楽ホール新築工事 (建築工事) の入札に参加したいので、特定建設工事共同企業体を結成し、別冊〇〇特定建設工事共同企業体協定書並びに指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請いたします。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

(任意例1：JV用)

## 委任状

共同企業体名

構成員〇〇及び〇〇は、代表構成員〇〇に入札に関する一切の権限を委任し、代表構成員のICカードにより入札に参加します。なお、共同企業体の協定内容については、別途、「〇〇共同企業体協定書」に定めます。

(あて先) 浜松市長

平成 年 月 日

代表者	住 所 商号又は名称 代 表 者 名	⑩
その他の 構成員①	住 所 商号又は名称 代 表 者 名	⑩
その他の 構成員②	住 所 商号又は名称 代 表 者 名	⑩



# 〇〇特定建設工事共同企業体協定書

## (目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 浜松市発注に係る平成31年度 (仮称) 浜松市市民音楽ホール新築工事(建築工事) (当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

## (名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

## (事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

## (成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後〇月(※3月以上とすること)を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

## (構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇株式会社

## (代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

## (代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

## (構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- 〇〇株式会社 〇〇パーセント
- 〇〇株式会社 〇〇パーセント
- 〇〇株式会社 〇〇パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

## (運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

## (構成員の責任)

第10条 当企業体の構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

## (取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金 口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外2社は、上記のとおり〇〇〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

〇〇株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

〇〇株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

# 使 用 印 鑑 届

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 共同企業体の名称

代表構成員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 ⑩

その他の 住 所  
構成員① 商号又は名称  
代 表 者 名 ⑩

その他の 住 所  
構成員② 商号又は名称  
代 表 者 名 ⑩

下記の印鑑を平成31年度 (仮称) 浜松市市民音楽ホール新築工事 (建築工事) の入札の参加並びに契約の締結、代金の請求及び受領に使用するため届け出ます。

記

使用印鑑

(代表構成員の印を押印する)



# 総合評価方式（標準型）入札説明書

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 記

- 1 工 事 名 平成31年度（仮称）浜松市市民音楽ホール新築工事（建築工事）
- 2 課名・入札番号 創造都市・文化振興課 第2019000014号
- 3 本工事は、入札者から性能、機能、技術等に関する提案（以下「技術提案等」という。）を募集し、入札者に工事価格及び技術提案等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の工事である。
- 4 技術提案書等の提出について
  - (1) 提出する技術提案書等は以下のとおりとする。
    - ア 入札参加条件に係る施工実績調書（様式1-2）
    - イ 工事工程表（様式1-3）
    - ウ 施工上の課題に対する技術的所見（様式1-4）
    - エ 技術提案書（様式2-1、様式2-2）
    - オ 企業の施工実績等（様式3）
    - カ 配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式4）
  - (2) 作成上の注意事項
    - ア 入札参加条件に係る施工実績調書（様式1-2）
      - (ア) 代表構成員の実績について記載すること。
      - (イ) 平成16年度以降に完成・引渡しをした、地上3階建以上かつ延べ面積6,000㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新築、増築又は改築工事（増築又は改築工事については当該増築又は改築部分に限る。）を元請（単独又は共同企業体の代表構成員に限る。）として施工した実績を記載すること。
    - イ 工事工程表（様式1-3）
      - 3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項（2）に掲げる資格があることを判断できる工程管理に対する技術的所見を記載すること。
    - ウ 施工上の課題に対する技術的所見（様式1-4）
      - 3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項（3）に掲げる資格があることを判断できる工事計画地周辺道路の渋滞緩和についての技術的所見を記載すること。
    - エ 技術提案書（様式2-1、様式2-2）

「技術提案書作成にあたっての条件等」を確認し、「鉄骨建て方時における安全に配慮した取組み」、「発生土仮置き時における粉塵飛散の低減に関する取組み」に関する技術提案を記載すること。
    - オ 企業の施工実績等（様式3）
      - (ア) 代表構成員の実績について記載すること。

- (イ) 平成16年度以降に完成・引渡しをした、同種工事（主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,100席以上の音楽ホール又は劇場の新築、増築又は改築工事（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る））又は類似工事（主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数800席以上の音楽ホール又は劇場の新築、増築又は改築工事（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る））を元請（単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員に限る。）として施工した実績がある場合は、工事名称等を記載すること。
- (ウ) 受注形態等は、単体／共同企業体名（構成員・出資比率）を記載すること。
- (エ) CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を省略できない。なお、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。
- カ 配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式4）
- (ア) 代表構成員の実績について記載すること。
- (イ) 配置を予定する技術者の氏名等を記載する。申請書提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査は、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。複数の技術者を登録する場合又は従事した工事経験を複数記載する場合は、本様式を複写して作成すること。また、実際の施工にあたって記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等に限る。
- (ウ) 工事経験は、平成16年度以降に完成・引渡しをした、同種工事（主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,100席以上の音楽ホール又は劇場の新築、増築又は改築工事（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る））又は類似工事（主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数800席以上の音楽ホール又は劇場の新築、増築又は改築工事（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る））を主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した実績がある場合は、工事名称等を記載すること。ただし、単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員として受注した元請工事に限る。
- (エ) CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を省略できない。なお、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。
- (3) 技術提案等のヒアリング  
技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (4) 配置予定技術者のヒアリング  
代表構成員の配置予定技術者に対し、当該工事の理解度及び取り組み姿勢等についてヒアリングを実施する。ヒアリングは平成31年4月17日（水）から平成31年4月19日（金）の間で市が指定する日に実施するものとし、詳細については別途通知する。  
なお、複数の技術者を登録する場合は、それぞれの技術者についてヒアリングを行うものとし、配置予定技術者でない者の代理出席は認めない。また、特別な事情なくヒアリングを欠席した場合は、その者の当工事への配置を認めない。

5 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について次の評価基準に基づき加点するものとする。

評価項目・配点一覧：平成31年度（仮称）浜松市市民音楽ホール新築工事(建築工事)				標準型	
企業への期待	評価の視点	評価項目	評価基準	評価指標	配点
企業の高度な技術力	高度な技術提案	①鉄骨建て方時における安全に配慮した取組み (※評価項目に対する提案は5つ以内とする。)	安全に配慮した取組みが適切であり、優れた工夫がみられる。(2ポイント) 安全に配慮した取組みが適切であり、工夫がみられる。(1ポイント) 安全に配慮した取組みが適切である。(0ポイント)	1ポイントにつき0.5点とし、最大5点評価とする。	5.0 ~ 0.0
		②発生土仮置き時における粉塵飛散の低減に関する取組み (※評価項目に対する提案は5つ以内とする。)	粉塵飛散の低減に関する取組みが適切であり、優れた工夫がみられる。(2ポイント) 粉塵飛散の低減に関する取組みが適切であり、工夫がみられる。(1ポイント) 粉塵飛散の低減に関する取組みが適切である。(0ポイント)	1ポイントにつき0.5点とし、最大5点評価とする。	5.0 ~ 0.0
	小計				10.0
	企業の技術力	施工実績	過去15年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	平成16年度以降に完成・引渡しをした、主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,100席以上の音楽ホール又は劇場の新築、増築又は改築工事(増築又は改築工事については、増築又は改築部分に限る)を元請(単独又は共同企業体出資比率20%以上の構成員に限る。)として施工した実績
			類似工事の実績あり	平成16年度以降に完成・引渡しをした、主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数800席以上の音楽ホール又は劇場の新築、増築又は改築工事(増築又は改築工事については、増築又は改築部分に限る)を元請(単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員に限る。)として施工した実績	0.5
			その他	同種・類似工事の実績なし	0.0
配置予定技術者の能力		過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無 ※主任(監理)技術者又は現場代理人としての施工経験を対象とする	同種工事の実績あり	平成16年度以降に完成・引渡しをした、主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,100席以上の音楽ホール又は劇場の新築、増築又は改築工事(増築又は改築工事については、増築又は改築部分に限る)を元請(単独又は共同企業体出資比率20%以上の構成員に限る。)として施工した実績	2.0
			類似工事の実績あり	平成16年度以降に完成・引渡しをした、主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数800席以上の音楽ホール又は劇場の新築、増築又は改築工事(増築又は改築工事については、増築又は改築部分に限る)を元請(単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員に限る。)として施工した実績	1.0
			その他		0.0
		当該工事の理解度・取り組み姿勢(ヒアリング) ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・課題への対応に関する技術的な裏付け ・疑問点等に対する質問等の積極性 (①鉄骨建て方時における安全に配慮した取組み)	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる。		1.0
			当該工事について適切に把握している。		0.5
			その他		0.0
			当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる。		1.0
			当該工事について適切に把握している。		0.5
			その他		0.0
小計				5.0	
合計				15.0	
※高度な技術提案を除く全ての項目について代表構成員を評価対象とする					

## (2) 総合評価の方法

ア 技術提案の内容が標準施工方法を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の内容に応じて加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数を15.0点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格を評価算定上の入札価格とみなして評価値を算出する。

## (3) 落札候補者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の(ア)から(ウ)の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 価格以外の要素に係る提案が最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除して得た数値を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

## (4) 評価内容の担保

落札者の提示した技術提案等については、評価内容を担保するために契約書等へ提案内容を記載し、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する施工が行われなない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

施工実績等で提示した内容が履行されず評価点が下回った場合は、工事成績評定点を減ずる措置（配点1点につき2点減点）を行う。なお、減点は最大で20点までとする。

## 6 実施上の留意事項

(1) 技術提案書に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は、提案内容に関して提案者以外のものに知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがあることとする。

(2) 技術提案等について、契約金額の変更は認めない。

(3) 技術提案等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された技術提案等は、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。

(5) 技術提案等に虚偽の記載をした者は、当該工事に参加できない。また、浜松市工事請負契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあることとする。

なお、技術提案等に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反し



た入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(6) 提出された技術提案等は、返却しない。

# 技術提案書作成にあたっての条件等

## (発注者が設定している標準案等)

### ① 評価項目：鉄骨建て方時における安全に配慮した取組み

発注者が設定している標準案とその前提条件

#### 【項目設定の趣旨】

本工事ホール棟で施工する鉄骨部材は、部材寸法が大きくなることに加え、一部大梁はトラスを地組みした上での荷揚げ、取付になることが想定される。このように重量の大きい鉄骨部材を用いた鉄骨建て方となるため、揚重機旋回範囲内作業について、また鉄骨工事以外との上下作業時について等、安全管理のための施工工夫が重要である。

#### 1. 提案項目

鉄骨建て方時における安全に配慮した取組みを具体的に提案する。

#### 2. 標準案

1) 公共建築工事標準仕様書（平成 28 年版）及び設計図、現場説明書、特記仕様書による。

#### 3. 記載要領

様式 2 - 1 に当該工事に採用する取組みを提案すること。

1) 提案は 5 つ以内とし、具体的な取組みについて該当欄に簡潔に記載する。

2) 作業説明図又はその他必要に応じて、簡潔な図等（A 3 版、枚数は問わない）を添付することができる。ただし、添付する場合は、PDF による電子データとし、どの提案に添付するものであるか判別できるようにすること。

3) 技術提案を行わず標準案に基づき施工する場合、同様式の該当欄に「○」と記すこと。

#### 4. 評価内容

1) 入札参加者から提案される取組みを施工条件等を踏まえて評価する。

2) 実施方法に関する内容が適正でない場合は採択しない。

3) 採択された内容は、「評価項目・配点一覧」に示す評価基準により評価する。

#### 5. 留意事項

1) 提案に伴う工事費の変更は行わないため、受注者の責により提案すること。

2) 他機関及び他工事との調整が必要となる提案は原則認めない。

3) 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。

4) 採択された取組みは、すべて契約書にその内容を記載する。受注者は、工事の施工に先立ち、取組みに関する詳細な施工計画書を作成し、監督員に提出すること。また、受注者の責により、施工計画書に不履行があった場合の取扱いは、入札説明書等による。

# 技術提案書作成にあたっての条件等

## (発注者が設定している標準案等)

### ② 評価項目：発生土仮置き時における粉塵飛散の低減に関する取組み

発注者が設定している標準案とその前提条件

#### 【項目設定の趣旨】

本工事の根切りにおいて、10,000 m<sup>3</sup>程度の掘削土が発生し、そのうち 3,000 m<sup>3</sup>程度は現場の埋戻し土として使用するため、場内での仮置き期間が生じる。発生土仮置き時において、また、発生土の積み込み、敷き均し作業等の場内小運搬時において、周辺への環境保持の観点から、近隣に対し、粉塵飛散防止のための施工工夫が重要である。

#### 1. 提案項目

発生土仮置き時における粉塵飛散の低減に関する取組みについて、標準案より配慮した取組みを具体的に提案する。

#### 2. 標準案

1) 公共建築工事標準仕様書（平成 28 年版）及び設計図、現場説明書、特記仕様書による。

#### 3. 記載要領

様式 2 - 2 に当該工事に採用する取組みを提案すること。

1) 提案は 5 つ以内とし、具体的な取組みについて該当欄に簡潔に記載する。

2) 作業説明図又はその他必要に応じて、簡潔な図等（A 3 版、枚数は問わない）を添付することができる。ただし、添付する場合は、PDF による電子データとし、どの提案に添付するものであるか判別できるようにすること。

3) 技術提案を行わず標準案に基づき施工する場合、同様式の該当欄に「○」と記すこと。

#### 4. 評価内容

1) 入札参加者から提案される取組みを施工条件等を踏まえて評価する。

2) 実施方法に関する内容が適正でない場合は採択しない。

3) 採択された内容は、「評価項目・配点一覧」に示す評価基準により評価する。

#### 5. 留意事項

1) 提案に伴う工事費の変更は行わないため、受注者の責により提案すること。

2) 他機関及び他工事との調整が必要となる提案は原則認めない。

3) 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。

4) 採択された取組みは、すべて契約書にその内容を記載する。受注者は、工事の施工に先立ち、取組みに関する詳細な施工計画書を作成し、監督員に提出すること。また、受注者の責により、施工計画書に不履行があった場合の取扱いは、入札説明書等による。

## 技 術 提 案 書

工事名 : 平成 3 1 年度 (仮称) 浜松市市民音楽ホール新築工事 (建築工事)  
 共同企業体名 :

技術提案を行わず標準案に基づき施工する場合、右の空欄に「○」と記すこと。 その場合、以下へは記入しない。	
---	--

① 鉄骨建て方時における安全に配慮した取組み		
No.	取組み事項	具体的な取組み内容
1		
2		
3		
4		
5		

(注意事項)

- 1 記載枚数はA 4 用紙 1 ページにまとめ、この書式による Word 形式のデータで提出すること。
- 2 技術提案が採択されなかった場合は、標準案での施工をおこなうこと。

## 技 術 提 案 書

工事名 : 平成 3 1 年度 (仮称) 浜松市市民音楽ホール新築工事 (建築工事)  
 共同企業体名 :

技術提案を行わず標準案に基づき施工する場合、右の空欄に「○」と記すこと。 その場合、以下へは記入しない。	
---	--

② 発生土仮置き時における粉塵飛散の低減に関する取組み		
No.	取組み事項	具体的な取組み内容
1		
2		
3		
4		
5		

(注意事項)

- 1 記載枚数はA 4 用紙 1 ページにまとめ、この書式による Word 形式のデータで提出すること。
- 2 技術提案が採択されなかった場合は、標準案での施工をおこなうこと。

様式3

## 企業の施工実績等

※代表構成員の実績等について記載すること

工 事 名 平成31年度 (仮称) 浜松市市民音楽ホール新築工事 (建築工事)

会社名: \_\_\_\_\_

①過去15年間の会社の同種・類似工事の施工実績

工 事 名 称 等	同種・類似の区別	同種 ・ 類似 ・ なし
	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	
	工 事 概 要	
	CORINS への登録	あり (CORINS 登録番号: _____) ・ なし

※同種・類似工事に該当がある場合は、契約書の写しを添付すること。なお、CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し (変更契約書を含む。) を省略できない。工事概要がわかるもの (実施設計書及び設計図面等の該当部分) は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。

※受注形態等は、単体/共同企業体名 (構成員・出資比率) を記載すること。

様式 4

## 配置予定技術者等の資格・工事経験等

※代表構成員の実績等について記載すること

工 事 名      平成 3 1 年度      (仮称) 浜松市市民音楽ホール新築工事 (建築工事)

会社名: \_\_\_\_\_

配置予定技術者の氏名	(生年月日      年      月      日      歳)	
法令による資格・免許	(例) 監理技術者      年 月取得 (登録番号:      )	
工事 経験 の 概 要	同種・類似の区別	同種      ・      類似      ・      なし
	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	平成      年      月      日      ～      平成      年      月      日
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
CORINS への登録	あり (CORINS 登録番号:      ) ・ なし	
他 工事 の 従 事 状 況  申 請 時 に お け る	工 事 名	
	発注機関名	
	工 期	
	従 事 役 職	
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS への登録	あり (CORINS 登録番号:      ) ・ なし

※同種・類似工事に該当がある場合は、契約書の写しを添付すること。なお、CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し(変更契約書を含む。)を省略できない。工事カルテ等により、配置がされていたことがわかる資料も添付することとし、工事概要がわかるもの(実施設計書及び設計図面等の該当部分)は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。

ただし、「①過去15年間の会社の同種・類似工事の施工実績」と工事实績が同じ場合は、重複して添付する必要はない。

※従事した工事経験を複数記載する場合又は複数の技術者を登録する場合は、本様式を複写して作成すること。申請書提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。

※年齢、法令等による資格・免許等が確認できる書類の写しを添付すること。